

## 北海道の労働と福祉を考える会 規約

### 第1章 総則

(会の名称と所在地) 第1条 本会は、北海道の労働と福祉を考える会（以下、「本会」という）と称する。本会の連絡先は代表の所在地におく。

(目的) 第2条 本会は、仕事と暮らしに困難を抱えている人々の福祉に寄与することを目的とする。

(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 仕事と暮らしに困難を抱えている人々の労働と福祉に関する調査研究及び支援活動、広報活動
- 二 その他、目的達成のために必要な活動

(組織) 第4条

- ①本会は、本会の目的に賛同する個人及び団体からなる会員によって組織される。
- ②解散については以下に定めるいずれかに該当する場合とする。
  - 一 総会で決議された場合
  - 二 会員の欠亡

(会員) 第5条

- ① 会への入会は、代表の承認を得るものとする。代表は、本会の趣旨・目的に反すると認められる個人または団体の入会を承認しないことができる。
- ② 会員は何時でも退会することができる。
- ③ 代表は、本会の趣旨・目的に反すると認められる言動をした会員に対し、退会を勧告し、または資格停止の処分をすることができる。資格停止の対象となった会員は、総会で、処分について審議を求めることができる。当該会員はその総会で、意見を述べるることができる。当該会員は、出席者の三分の二以上の賛成があれば、資格停止を解かれる。
- ④ 会員は細則に定める会費を納めるものとする。

### 第2章 役員

(役員) 第6条 本会に、次の役員をおく。

- 1、代表 1名
- 2、事務局長 1名
- 3、監査役 2名以内

第6条の2 本会に、次の役員をおくことができる。

1. 副代表 2名以内
2. 事務局次長 2名以内

(役員の仕事) 第7条

- ①代表は、本会を代表し、会務を統括する。
- ②副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- ③事務局長は、代表及び副代表を補佐して、会務の企画運営の事務を掌理する。
- ④事務局次長は、事務局長を補佐する。
- ⑤監査役は、本会の会計を監査する。

(役員を選出) 第8条

- ①代表及び副代表は、総会でこれを選出する。
- ②事務局長及び事務局次長は、代表がこれを任命し、総会でこれを承認する。
- ③監査役は、代表がこれを委嘱し、総会でこれを承認する。

(任期) 第9条

- ①本会の役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間までとする。
- ②役員は、これを再任することができる。

### 第3章 総会

(総会) 第10条

- ①本会の総会は、最高意思決定機関であり、定例総会及び臨時総会の2種とし、代表が、原則として2週間前までに通知を出してこれを招集する。
- ②総会は本会の運営にかかわる一切の事項について決議することができる。
- ③次の事項は総会の決議を経なければならない。
  1. 活動報告及び活動方針
  2. 収支計画及び決算
  3. 規約の変更
  4. 団体への加入及び脱退
- ④定例総会は、毎年会計年度終了後原則として2ヶ月以内に開催する。
- ⑤代表は必要があると認めるときは、議案を示して臨時総会を招集することができる。

る。会員総数の3分の1以上の会員が、理由を示して臨時総会の開催を要求したときは、3ヶ月以内に代表はこれを招集しなければならない。ただし、その要求時から3ヶ月以内に、総会の開催予定がある場合は、代表は、要求された議題を追加することで、重ねて総会を開催することに代えることができる。

#### 第4章 事務局

##### (事務局) 第11条

- ①本会の会務を処理するために、事務局をおく。
- ②事務局員の係と職務は細則でこれを定める。
- ③事務局員は事務局長が任命する。

#### 第5章 会計

##### (会計) 第12条

- ①本会の経費は、会費、寄付金、各種補助金、その他事業費によってこれを支弁する。
- ②本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月末日をもって終わる。
- ③本会には、特別会計を設けることができる。
- ④第3条に定める事業により収益が生じた場合は本会の財産とする。
- ⑤本会が解散した時に残存する財産は本会と同種の目的を有する非営利団体に寄付するものとする。その帰属先は総会において出席した会員の3分の2以上の議決を経て選定するものとする。

#### 第6章 規約の変更

(規約の変更) 第13条 本会の規約を変更する場合は、総会の決議を経なければならない。

#### 第7章 補則

##### (細則) 第14条

- ①この規約に定めのない事項で本会の運営に必要なものは、代表が細則でこれを定める。代表は、細則を定めるに当たっては、できる限り会員の意見を聞かなければならない。
- ②前項の細則は、特別の支障がある場合を除き、会員に公開しなければならない。

##### (会計年度の変更)

##### 第15条

2015年度の会計年度は、2015年3月1日に始まり、翌年の1月末日をもって終了する11

ケ月間とし、2016年度以降は第12条②とする。

—

#### 附則

本規約は、平成11年11月1日より施行する。

本規約は、平成22年7月1日より施行する。

本規約は、平成25年9月1日より施行する。

本規約は、平成26年5月1日より施行する。

本規約は、平成27年8月1日より施行する。